
(3)当初契約(JV)

4. 電子契約システムの操作説明

(3) 当初契約(JV) JV契約特有の部分のみ説明

【説明事項】

単体案件とは異なる部分は、次の点です。

- ① 2段階認証承認者情報を入力する際、JV案件の場合は、各JV構成員が先に署名を行い、最後にJV代表者が署名します。



- ② JV案件の場合、署名完了後は、以下のメールアドレスにメールが送信されます。
JV構成員署名の場合：他のJV構成員とJV代表者
JV代表者署名の場合：発注者と各JV構成員

